

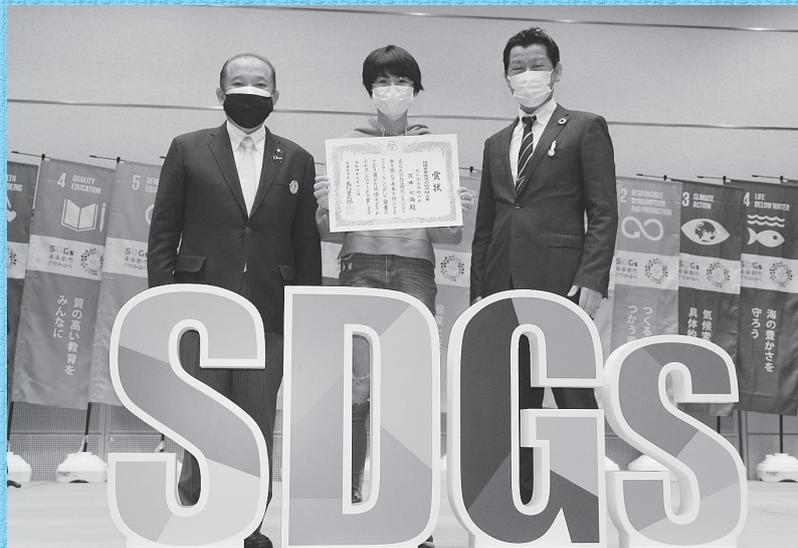
# 商工神奈川

2022

# 4

## 組合あんでな

### 相模原事務用品協同組合/相模原市 主催 「SDGs本を読んで未来を絵にするコンクール」が開催されました!



No.772

このイベントの内容は7ページに掲載しています! 🖱️

## Contents

- 〈巻頭〉令和3年度 本会補助事業実績報告 .....2
- 中央会トピックス .....4
- 組合あんでな .....7
- 新型コロナウイルス感染拡大に係る支援策のご案内.....8
- 情報連絡員の声 ..... 10
- 組合Q&A ..... 12
- 今月の逸品・編集後記・情報募集 ..... 13



“人を「<sup>つな</sup>ぐ」・組織を「<sup>むす</sup>ぶ」・地域を「<sup>つな</sup>ぐ」”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

# 令和3年度 本会助成事業実績報告

昨年度は、神奈川県中央会の助成事業をご活用いただき、ありがとうございました。改めて本会の助成事業をご紹介しますとともに、昨年度の実績をご報告させていただきます。本年度も、ぜひご活用ください。お問合せお待ちしております。

## 特定対象講習会

「特定対象講習会」とは、組合等が抱える各種課題、新規事業への取り組み、経営革新に挑戦したい等、様々なテーマに合わせて開催する講習会のことです。本会では、「特定対象講習会」の開催にあたり、講師の謝金や会場の借料等、講習会の開催費に対して2分の1程度を助成し、組合等の抱える問題解決をサポートしています。

令和3年度においても、下記の通り40団体が開催しています。

団体名	テーマ
愛川液化ガス協同組合	顧客満足度アップに繋げる！ 高熱効率を活かしたエルピーガスに適した料理について
一般社団法人神奈川県広告美術協会	ものづくり補助金の申請の基本および注意点
一般社団法人川崎ゼロ・エミッション工業団地	SDGs のイロハ
小田原卸商業団地協同組合	コーチング研修
神奈川県コンクリート製品協同組合	原価計算の基本と活用について
神奈川県こんにやく協同組合	こんにやく及びところてんの製造事業者向け HACCP 手引書の解説
神奈川県タイヤ商工協同組合	タイヤ空気充填業務特別教育講習会
神奈川県メッキ工業組合	SDGs の概要と企業での取り組み
神奈川県自転車商協同組合	Zoom 活用セミナー Web 会議編
神奈川県自動車車体整備協同組合	自動車整備技術講習会「車体整備」
神奈川県柔道整復師協同組合	今から備える！インボイス制度対策について
神奈川県小型生コンクリート協同組合	JIS の改正内容及び維持審査の申請書の電子化について
神奈川県中古自動車販売商工組合	管理職の役割と職場内コミュニケーション
神奈川県中小企業青年中央会	オリンピック後、2021年後半の経済・金融展望
神奈川県中小企業団地組合連絡協議会	事業再構築補助金の概要と申請事例について
神奈川県中小建設業協会	①インボイス・電子帳簿保存法について ～どう変わる？今までの経理処理、経理の電子化による生産性向上～ ②くらしとお金 今こそ家計を見直そう
神奈川県鉄構業協同組合	人材定着のための魅力ある工場づくり
神奈川県電機商業組合	「電気屋塾」地域での存在価値を高める経営支援・営業強化支援
神奈川県板金工業組合	事業承継の基礎
神奈川県不動産賃貸業協同組合	新型コロナ 賃貸不動産オーナーのための感染対策／大家向け公的支援と入居者救済措置
かながわ女性経営者中央会	①改正電子帳簿保存法のポイント ②平常心の保ち方
川崎市資源リサイクル協同組合	初心者向け Zoom 体験講座 - オンライン理事会導入に向けて -
経営サポートセンター協同組合	アンガーマネジメントについて
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	今さら聞けない SDGs
さがみはら IT 協同組合	インボイス制度対策セミナー
相模原事務用品協同組合	テーマパークの衛生強化策から考えるワクワクするお店づくり
相模南不動産事業協同組合	賃貸住宅管理業者登録制度の概要と対処法について ～法施行まで限られた時間で確実な対策をするために～
新横浜テクノヒルズ協同組合	財務諸表(決算書)の読み方のコツ
全国サイディング事業協同組合連合会	コロナで激変する社会 ～ SDGs 日本一の取り組みとは…～
千代田設計協同組合	ハラスメントの知識及びパワハラ防止法の対応について
テクノランド小田原協同組合	ハラスメント基礎知識とパワハラ防止法への対応
東日本サイディング事業協同組合	ウッドショックにあたり知っておきたい法律知識
富士通協力会社協同組合	コロナ禍における労務管理
横浜化学工業団地協同組合	①ハラスメント基礎知識とパワハラ防止法への対応 ②メンタルヘルスラインケア

団体名	テーマ
横浜市グリーン事業協同組合	フルハーネス型安全帯使用作業及びロープ高所作業特別教育
横浜市下水道管理協同組合	労働関連法の最新情報について
横浜市建築設計協同組合	令和3年度建築セミナー「これからの公共建築を考える」
横浜市資源リサイクル事業協同組合	経営者のスピーチ戦略
横浜市塗装事業協同組合	10年後の会社を考える～事業の承継に必要な資金とは～
横浜西部電気工事協同組合	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

## 組織連携強化現地指導

「組織連携強化現地指導」とは、組合等が抱える各種課題に対して、様々な分野の専門家の中から、課題に適した指導内容、業種、地域性、指導期間等を勘案して専門家を現地（組合事務所等）に派遣し、その課題への円滑な対応を促進することを目的とした取り組みのことで、本会では、専門家の謝金等に対して2分の1程度を助成し、組合等の現状に沿った問題解決をサポートしています。

令和3年度においても、下記の通り24団体が活用しています。

団体名	テーマ
神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合	組合ブランディング方法の検討
神奈川県ハイヤータクシー交通共済協同組合	共済運営に関する定款、約款、規程類の見直し
神奈川県医療事業協同組合	事業継続計画策定(BCP)について
神奈川県医療福祉施設協同組合	組合金融事業の見直しについて
神奈川県自転車商協同組合	組合オリジナル自転車の販促ツールの構築について
神奈川県室内装飾事業協同組合	組合員在庫マッチングシステム「おざいこ」のシステム確立と普及の方策
神奈川県畳工業協同組合	組合活性化に繋がる組合内の情報共有・伝達手段のDX化
神奈川県中古自動車販売商工組合	人事評価制度の構築・整備と運用
神奈川県鉄筋業協同組合	組合事務局に対する就業規則類の作成・整備
上溝商店街振興組合	組合のウェブサイトの情報発信力強化について
企業組合ワーカーズコープ・キュービック	最新労働法規に対応した就業規則及び関連規程の見直し・整備
千代田設計協同組合	設計業務におけるITを活用した業務効率化について
川崎個人タクシー協同組合	働き方改革関連法に準じた就業規則の見直し
相模原機械金属工業団地協同組合	組合の運営実態を反映した就業規則、賃金規程等の見直し
相模原事務用品協同組合	組合のDX対応に向けて(タブレット(IT)活用による事業活性化、生産性向上)
商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート	商店街に対する効果的なブランディングについて
ドブ板通り商店街振興組合	「DOBUITA PROJECT」の推進について
横浜医療介護福祉協同組合	効果的な組合情報発信ツールの確立
横浜印刷工業団地協同組合	今後の組合会館運用について
横浜市管工事協同組合	組合の運営実態を反映した就業規則、賃金規程等の見直し
横浜市金属建具工事協同組合	就業規則の見直し及び最新労働法規への対応
横浜市建築設計協同組合	最新労働法規に対応した就業規則の見直し・整備
横浜市資源リサイクル事業協同組合	組合事務局におけるハラスメント対策・防止について
横浜建物管理協同組合	効果的な組合PR動画制作について

## 中小企業等ビジョン計画策定事業

「中小企業等ビジョン計画策定事業」とは、現在行っている事業の見直しや新規事業を行おうとしている組合等に対し、様々な分野の指導コンサルタントを派遣し組合経営基盤強化のための事業計画(ビジョン)を策定支援する事業です。本会では、専門家謝金等の経費について全額を助成し、組合等の問題解決をサポートしています。

令和3年度においても、下記の通り6団体が実施しています。

団体名	テーマ
神奈川県印刷工業組合	持続可能な組合ビジョン
神奈川県牛乳事業協同組合	学校給食牛乳の受発注業務効率化に向けたビジョン策定
神奈川県畳工業協同組合	新規事業確立による組合活性化のためのビジョン策定
神奈川県内陸工業団地協同組合	組合会館建替えに向けたビジョン策定
企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ミズ・キャロット	ミズ・キャロットの運営改善について
相模原市書店協同組合	コロナ禍における学校図書販売のビジョン策定

令和3年度の実績報告は以上となります。ご紹介の本会助成事業は、令和4年度も引き続き実施します。ぜひご利用ください。

注：本会の助成事業における助成については、本会の定める規程の範囲内で行われます。

新たなチャレンジへと踏み出すための事業です

## 令和4年度中小企業組合等 課題対応支援事業

### 1. 中小企業組合等活路開拓事業

組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、様々な取組みに対して支援する「活路開拓事業」と展示会の開催及び出展を通して組合等の商品、製品を試供求評、PRする取組みを支援する「展示会等出展・開催」があります。

#### 【活路開拓事業】

専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。

##### (取組み内容例)

- ・組合員の意識や経営環境を調査したい
- ・共同施設のリニューアルの方向性や課題を考えたい
- ・厳しい環境規制に対応する方策を検討したい
- ・他業界で成功している手法を学びたい
- ・SDGsを学び、業界を挙げて実践したい

補助金

大規模・高度型\*  
上限 2,000万円

通常型  
上限 1,200万円

補助率上限 6/10  
下限100万円

\*大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

#### 【展示会等出展・開催】

国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。

(商品等の販売を伴う出展・開催は不可)

- バーチャル展示会への出展も補助対象(バーチャル展示会の開催は不可)となります。

##### (取組み内容例)

- ・進出していない地域で展示会を開催して販路拡大の可能性を調査したい
- ・バーチャル展示会に出展して幅広くニーズを把握したい
- ・海外の展示会に出展して海外取引拡大の足掛かりとしたい

補助金

上限 1,200万円

補助率上限 6/10  
下限なし

##### (利用者の声)

- ・効果的な販売促進が可能となり、売上を維持しながらチラシコストが30%以上削減
- ・新製品、新工法を開発した結果、111社まで落ち込んだ組合員数が146社に増加
- ・海外での展示会終了後、PRした製品が現地価格にして売上230万円

### 2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

#### 【基本計画策定事業】

組合等が情報ネットワークシステム等の構築を目指し、組合等の事業の業務分析、計画立案、RFP(提案依頼書)策定等を補助します。

##### (取組み内容例)

- ・WEBシステムを活用した組合員間ネットワーク構築のための基本計画策定

- ・災害等のリスク対応のための組合員の在庫・文書等管理システム整備のための研究
- ・組合業務管理システムのクラウド化のための業務分析、調査研究

### 【情報システム構築事業】

組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築や、組合員及び関連する中小企業の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発で、システムの設計、開発、稼働・運用テスト等や組合員等に対するシステム普及のための講習会の開催を補助します。

#### (取り組み内容例)

- ・組合員の発注業務効率化のためのメーカー・卸間の EDI システムの開発
- ・組合員のローコストオペレーションを可能にする店舗販売管理システムの開発と普及
- ・WEB サイトを活用した組合員の取扱う製品の共同販売システムの構築
- ・クラウドを活用した組合員の取扱う製品等の管理システムの構築

**補助金**

大規模・高度型※  
上限 2,000万円

通常型  
上限 1,200万円

補助率上限 6/10  
下限100万円

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

#### (利用者の声)

- ・事務処理工数が削減され、事務処理時間が月50時間から10時間に減少
- ・開発した受注支援ツールによって売上高が6,323万円から1億1,744万円に増加
- ・顧客情報を掴めるようになり販売機会ロスが減少、売上高が前年度比40%増加

## 3. 連合会(全国組合)等研修事業

所属員が15都道府県以上に所在する組合等が行う組合員(会員)や専従役職員を対象とした研修の開催を支援します。研修会場、講師謝金、受講者の旅費などの経費を補助します(WEB を活用した研修会も補助対象です)。

#### (取り組み内容例)

- ・業界等の環境変化に対応 ・組合員等の生産、販売、財務、労務等に関する新たな取り組み
- ・新製品開発、新技術導入、新分野進出など直面した課題の解決
- ・業種別の専門的知識又は技術等の習得

**補助金**

上限 300万円

補助率上限 6/10  
下限なし

#### (利用者の声)

- ・受講者の75%が技能士2級の資格を取得、業界の技術・知識のレベルアップを実現
- ・組合員同士の連携協力意識が構築され、組合に加入しているメリット、帰属意識が醸成
- ・BCP の重要性を認識し、会員団体の4団体が BCP 策定の取組みに着手

### 【公募スケジュール(予定)】

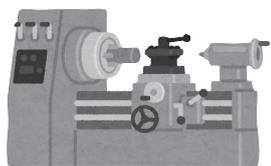
公募期間	第1次公募 3/1 ~ 3/31	第2次公募 4/1 ~ 5/27	第3次公募 7/15 ~ 8/12
応募内容に関わる質問期間(書面)	4月下旬頃	6月中旬頃	8月下旬頃
審査結果公表	5月下旬頃	7月中旬頃	9月下旬頃
交付申請説明等	5月下旬頃~	7月下旬~	10月上旬~
事業開始(終了は翌年2月15日)	6月~	7月下旬~	10月上旬~

### 【本事業のお問い合わせ】

全国中小企業団体中央会 振興部  
TEL : 03-3523-4905 URL : <https://www.chuokai.or.jp/>  
※ホームページで、事業の詳細を確認できます。

～補助金活用で組合へ新設備等を導入～

## 令和4年度 神奈川県協同組合等共同施設補助金のご案内



「神奈川県協同組合等共同施設補助金」とは、協同組合等の活動を盛んにし、中小企業の振興を図るため、組合が設置する共同施設（共同事業に必要な機械装置・建物・構築物）に要する経費に対し、予算の範囲内で一定割合の助成をする制度です。

この制度は本会が申請窓口となり、申請相談・受付から完了後の検査までを行っています。令和3年度は、下記の組合がこの制度を活用し、組合の共同施設の設置に取り組みました。

神奈川県協同組合等共同施設補助金は、令和4年度も実施いたします。ご検討中の方はぜひお問合せください。

**【募集期間】** 令和4年4月7日(木)～5月10日(火) (予備申請書の締切は4月22日(金))

**【対象組合】** 神奈川県に主たる事務所を有する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会  
※商店街振興組合、商店街振興組合連合会は対象外になります。

**【対象施設】** 組合の実施する事業に関する下記の事項を満たす共同施設  
・ 組合が設置し所有する施設  
・ 利用機会が全組合員に平等にある施設  
・ 大多数の組合員が同時又は交互に利用し得る施設

**【補助率及び補助金額算出方法】** 補助対象経費の1/3以内で補助します(限度額200万円)

**【お問合せ】** 本会 組合支援部 TEL：045-633-5132

※対象設備や申請に際して要件等がありますので、まずはご連絡ください。

### ～令和3年度 神奈川県協同組合等共同施設補助金 採択団体一覧～ (順不同)

No.	団体名	導入設備
1	神奈川倉庫事業協同組合	移動式荷役設備(バッテリーフォークリフト)
2	企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ミズ・キャロット	冷蔵庫、冷凍庫
3	横浜化学工業団地協同組合	防犯カメラ、ビデオレコーダー
4	カーセンター足柄協同組合	パンタグラフ式リフト
5	衣笠仲通り商店街協同組合	防犯カメラ、ハードディスク
6	湘南貨物自動車運送協同組合	共同給油所POSシステム機器

皆様ご予約ください!

## 本会 第67回通常総会開催のご案内

開催日時：令和4年5月26日(木) 10:00～13:00

開催場所：横浜ロイヤルパークホテル 3階 宴会棟「鳳翔の間」

(横浜市西区みなとみらい2-2-1-3)

4月下旬を目途に書面にてご案内を組合事務所に発送させていただきます。

※入場時の手指消毒・非接触検温の実施、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、会場内の十分な換気等の万全の対策を講じて開催いたします。なお、開催内容については新型コロナウイルス感染拡大の状況によって変更となる可能性があります。

【お問合せ先】業務推進部 TEL：045-633-5131



# 組合あんてな



## SDGs未来都市の相模原で地域と連携して持続可能な社会を目指す 相模原事務用品協同組合

相模原事務用品協同組合は相模原市内の文房具・事務用品小売業者12名で構成されており、官公需を中心とした共同受注事業や共同購買事業、教育情報事業等を行っています。当組合は平成18年に環境マネジメントシステム「エコアクション21」への認証登録を行い、環境活動を行うほか、昨今はSDGsの達成に向けて、相模原市とともに地域課題の解決を図る「さがみはらSDGsパートナー制度」に登録し、SDGsを意識した活動を行っています。今回、当組合発足30周年記念事業の一環として、地元の小中学生を対象とした「SDGs本を読んで未来を絵にするコンクール」を相模原市と共催で開催しました。この取り組みについて当組合の理事長 浦上裕生氏に取材を行い、コンクールを終えての想いを聞かせていただきました。



### 未来を担う子供たちにとって、文房具のようにSDGsがもっと身近な存在になるように！

「SDGs本を読んで未来を絵にするコンクール」は相模原市内の小中学生がSDGsに関連する本を読み、それぞれが思い描く未来のイメージを絵で表現する読書感想画コンクールです。クレヨン、鉛筆、絵具等、画材は何を使っても自由で、未来を担う子供たちの読書への意欲や感性・想像力・表現力を高め、SDGsをもっと身近な存在として感じてもらう目的で開催しました。490作品にも及ぶ応募数の中から審査会を経て入選作品が決定し、令和4年3月12日(土)に相模原市立産業会館にて表彰式が行われました。当日は入選者とその家族のほか、主催者として浦上理事長や本村賢太郎相模原市長が出席し、壇上にて表彰状の授与が行われ、併せて文具セットや図書カード等の賞品を贈呈しました。会場では、入選を家族で喜び合い、記念撮影する姿も見られ、コロナ禍でなかなか学校関連のイベントが開催できなかったことも相まって、とても暖かな雰囲気にも包まれていました。コンクール開催にあたっては日頃から交流のある相模原市印刷広告協同組合や相模原市書店協同組合が協賛、その他関係団体も後援をする等、地域が連携して持続可能な社会を目指す「SDGs未来都市」の相模原ならではのイベントとなりました。



主催者挨拶をする浦上理事長。理事長に就任して2年半が経過しますが、就任時の挨拶でも、「環境に関する活動において持続可能な開発目標SDGsの推進を目指していきたい」と語り、その言葉通り、今日まで活動を続けてきました。



会場には入選した34作品が展示されていました。相模原市長賞、相模原事務用品協同組合賞等、様々な賞が用意されていましたが、入選者は表彰式内の発表をもって初めて自身がどの賞を受賞したのか知ることになりました。  
※右の相模原市ホームページにて全入選作品が公開されています。



### 事業者の声

#### 「地域でSDGsの推進をしながら、組合活動のブランディング化に取り組んでいきたい！」

「このコンクールを通じて、逆に我々が子供たちからSDGsについて学ばせてもらうことが多くありました。作品を見ると、伸び伸びとした小中学生らしい表現の中にSDGsが溶け込んでおり、ここまで子供たちの理解が行き届いているのかと驚かされました。これを契機に子供たちのみならず、その親の世代までSDGsに興味を持ってもらい、よりSDGsを身近な存在として認識し、理解を深めてほしいです。また、今回はSDGsとともに、組合が身近な存在であることを地域に浸透させ、PRできたことは非常に貴重な機会でした。コンクールの応募者全員に組合オリジナルのSDGs定規を贈呈していますが、さっそくこの取り組みがメディアからも注目を集めており、今後もSDGsと関連付けて、組合活動のブランディング化に取り組んでいくつもりです。

自分はSDGsを『些細なことでも互いに配慮し合い、足りない部分を補って共存していく』ことだと認識しており、このコンクールも相模原市や後援・協賛団体をはじめとした関係者の皆様の協力がなければ、開催することはできませんでした。これからも地域をあげてSDGsを推進しながら、誰一人取り残さない社会の実現に貢献していければと考えています。」



コンクールの応募者全員に贈呈された、右利きでも左利きでも使える、再生可能なプラスチック「リアライト」素材のSDGs定規。贈呈にあたっての案内カードや定規を入れる紙袋もエコ素材で、発送作業も市内の障害者支援施設に依頼する等、細かな点までSDGsを意識しています。

### 【記事内に関するお問合せ先】

#### 相模原事務用品協同組合

(相模原市中央区中央3丁目12番3号 商工会館内)

TEL: 042-750-2838

URL: <http://www.e-jimu.jp/>

# 中小法人・個人事業者のための コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援 事業復活支援金

## 申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

## 給付額

中小法人等:上限最大250万円 個人事業者等:上限最大50万円/月を支給します  
給付額:基準期間※1の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間  
(基準月を含む期間であること)

### 給付上限額

業種	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%事業	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

## 給付対象

下記①と②を満たせば、中小法人・個人事業主が給付対象となり得ます

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

## 新型コロナウイルス感染症の影響とは？

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ②国や地方自治体による要請以外でコロナ禍、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④海外の都市封鎖そのほかのコロナ関連規制

- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

### 新型コロナウイルス感染症の影響とは、関係のない以下の場合は給付対象となりません

- ①実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節感があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ②売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、売上が減少している場合は給付対象外です。
- ③要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

## 以下に当てはまる方は申請が簡単です！

### 一時支援金または月次支援金を受給された方

⇒事前確認が不要！提出書類が少ない！過去の申請情報を活用可能！

### 登録確認期間と「継続支援関係」に当たる方

⇒事前確認を簡略化！提出書類が少ない！

## 申請書類等

### 【申請書類】

- ①履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
- ②確定申告書類の控え(収受日付印のついた2019、2020年度及び選択する基準期間を全て含む)
- ③対象月の売上台帳等
- ④振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目)
- ⑤代表者または個人事業者等本人が自著した宣誓・同意書(HPからダウンロードできます)

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は以下の書類も必要です。

- ⑥基準月の売上台帳等
- ⑦基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等
- ⑧基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

### 【保存書類】

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)及び通帳を保存してください。

## 相談窓口

TEL : 0120-789-140

IP 電話専用回線 : 03-6834-7593

受付時間 : 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

申請方法等の詳細は  
ホームページにてご確認ください

事業復活支援金

検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

# 2022 2月 業界情報 情報連絡員の声

## 製造業

食料品	<b>パン</b>	売上は小学校休校、学級閉鎖等により給食は減少。県立高校の休校もあり、給食等は学校関連売上は大幅ダウン。飲食店休業等により卸も不調で、イベント売上も大幅ダウン。
	<b>酒造</b>	令和4年1月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比117.69%と上回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比115.07%と上回り、合計で対前年比117.18%と前年を上回る結果となった。
	<b>ひもの</b>	まん延防止等重点措置の延長により観光地では、人出が回復せず土産品及び旅館等宿泊施設での売上は厳しい。このような状況下、干物原料であるアジの漁獲シーズンを迎えるわけだが、昨今の資金繰りを考えると原料確保が十分できるか疑問である。
木材・木製品	<b>製麺</b>	毎年2月は人の動きは少ないが、今年は寒さが続き前年よりも暇に感じる。大雪予報も2回あり、より一層動きがなかったように思う。
	<b>家具</b>	ウッドショックに始まった原材料値上げが激しい。木材以外にも革、ウレタン、塗料、接着剤に至るまで値上げとなっている。ロシアのウクライナ侵攻が追い打ちとなる懸念が強い。対抗策として企業は販売価格の値上げに踏み切らざるをえないが、多くの中小企業は、苦慮している。
印刷	<b>製本</b>	続くまん延防止等重点措置により、飲食店関係の仕事は低迷。イベントや旅行関係の仕事も低迷が続く。受験シーズンで学参関係は例年並み。3月の繁忙期に入るが、先行きは不透明。
	<b>印刷</b>	印刷会社は年度末に向け受注増になる傾向の時期だが、業績好調の話は伝わってこない。
化学・土窯石製品	<b>石油製品</b>	ウクライナ情勢が原油の値上がりにより拍車をかけ、原料価格が上昇しており、組合員各社の経営環境は厳しい状況である。
	<b>砕石</b>	生コンクリートプラントの生コンクリート出荷が減少したため、骨材の出荷は前年より少なかった。特に予定していたリニア中央新幹線の工事がかなり遅れている。
鉄鋼	<b>工業塗装</b>	前年同月もコロナの影響で業績は不振であった。昨年は大型一括案件があり、3月から業績が好転した。今年は特別な案件もなく、コロナに予算が割かれていること、そして半導体不足により、ものづくりが遅れる等の影響があり、業績の悪影響が懸念される。
	<b>工業団地（相模原市）</b>	操業度を反映する2月の共同受電使用量は、前月比▲2.7%となった(前年同月比+3%)。半導体関連企業は前年同月比+28.6%と好調を維持している。巣ごもり需要で好調だった食品大手は生産が落ち着いてきたので、生産設備のメンテナンスを実施している。
金	<b>工業団地（相模原市）</b>	コロナ対策により、感染が収まりつつあるものの、感染・濃厚接触者による社員の休みに大きな打撃を受けている(操業度の低下に繋がる)。足元の受注は健在ではあるが、ヨーロッパにおける情勢不安による輸出の減少、世界的な材料不足感それに原油高騰が厳しい。
	<b>工業団地（伊勢原市）</b>	半導体関連の影響を受けて厳しい状況になっている。仕入れ価格や流通コストの上昇に見合った販売価格の上昇には至っていない。
金属製品	<b>工業団地（伊勢原市）</b>	半導体関連の影響を受けて厳しい状況になっている。仕入れ価格や流通コストの上昇に見合った販売価格の上昇には至っていない。
	<b>金属製品</b>	多忙の企業が多いが人手不足に悩んでいる。アルバイト、パート、派遣を募集するが集まらないのが現状であり、現状の従業員の負担も大きい。外国人雇用も現状では難しい。
輸送機器	<b>指定業者（船舶）</b>	日本の商船の新造船受注量が大きく伸びた。21年の新造船契約実績は、20年比2.1倍の1,521万総トンだった。隻数は172隻増の318隻。受注量が1,500万総トンを超えたのは、NOx規制を回避するため駆け込み需要があった2015年以来6年ぶりとなる。
その他	<b>工業中心の複合業種（川崎市）</b>	2月になり、かなり各社とも忙しくなってきたが、コロナ感染者や家族の感染による濃厚接触者の数も増え、人手が足りず厳しい状況となっている企業も多い。
	<b>工業中心の複合業種（川崎市）</b>	公共事業(道路)の発注量減少により売上高減少。鋼材、アルミ等の材料費高騰により、利益率減少。ガソリンの高値で搬入費割合が増加し、採算性が悪化。
造業	<b>工業中心の複合業種（厚木市）</b>	世界的に設備投資が回復し、国内・海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況	
	全体	-33.8%	2.2%	13.5%	-16.2%	-40.5%	-29.7%	-28.6%	-18.9%	-44.6%
	製造業	-33.3%	4.8%	14.3%	-9.5%	-38.1%	-23.8%	-28.6%	-23.8%	-47.6%
	非製造業	-34.0%	0.0%	13.2%	-18.9%	-41.5%	-32.1%	—	-17.0%	-43.4%

**【天気図の見方】** 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

# 非製造業

卸	<b>菓子卸</b> 売上は変わらず3割の減少が続いているようである。節分等のイベントによる売上アップもなかったようである。組合員が心配していることは1月と変わらず、感染者の増加により、業務に支障が出ていること。	商店街	<b>商店街（相模原市）</b> コロナ禍で売上減により、経費削減のため、組合を休会・退会する組合員が出始めた。それが雪崩減少とされないか心配。	
	<b>金属原料</b> 金属屑価格は堅調。		<b>商店街（藤沢市）</b> 2月期はまん延防止等重点措置が延長され、更に天候不順低温により、来街者は低調で前年並みの状況。	
	<b>卸団地</b> 売上については、ようやく前年同月比で増加となったが、コロナ禍以前と比較した場合、減収している状況。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあるが、取扱商品・販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。大幅減収の企業においては、緊急特別融資で資金繰りを保っている状況。		<b>商店街（川崎市）</b> 相変わらず、コロナウイルスの感染者数は減らず第5波の倍以上の感染者数で推移しており、その影響は飲食店にかなり響いている。中旬から少し落ち着いてきたが、まだまだ感染状況を注視する必要がある。	
	売	<b>料理材料卸</b> オミクロン株の感染拡大により感染者数の激増が見られた月であった。売上も昨年と比べて減少となり、当然ながら一昨年と比較すると激減である。まん延防止もまたまた2週間ほど延長の気配があり、規制が2ヶ月にわたりそうである。飲食店においては酒類の提供が許されているが、従来通りの時間規制が行われている。	温泉旅館	昨年は緊急事態宣言期間であったため、多くの施設で休業しており、それと比較すると好転している。月の後半から若い人の利用が増加してきた。
		<b>リサイクル</b> 米国では、海上物流の混乱から東南アジア向け梱包が取得しがたい状況が続いており、欧州は同域内での製品需要が盛況であることから域内への出荷が優先され、輸出货量が減少している。また、インド向け価格上昇に伴い、欧米品とともに東南アジアより高値が付いているインド向けが優先になっていることも考えられる。		医療業
<b>リサイクル</b> 古紙市況は、市中回収量の低下継続による問屋在庫の低水準状態が長引いている。アジア向けの輸出が年明け後軟化していたが、ここにきて強気ムードになってきたので、中国以外の仕向け先への新規商談が期待される。鉄スクラップ市況は、輸出市況の上昇を受けて、価格高騰が続いている。		<b>ファイナンシャルプランナー</b> オンラインによる教育研修の強化により、その売上が前年同月を上回るようになってきた。今後の組合の活動方針に取り入れておきたい。		
<b>菓子</b> 一刻も早くコロナウイルスの収束を願う。		<b>情報サービス業</b> 雇用人員はばらつきあり。決算準備、予算策定の準備が本格化した。労働局の対応が無事に完了。Pマークの現地審査は指摘なしで完了し、2月の審査会で合格する見込み。業種にばらつきはあるものの、できる技術者は不足中。		
<b>新聞</b> 購読料収入と折込収入が二本柱であるが、折込収入が前年比20%以上落ちているのに購読料収入の落ちが10%未満のため、全体の売上が助成金の対象まで落ちていない。		<b>建築設計</b> 建築業界では、建設資材は高値安定が続いている。特に東京地区生コンクリート協同組合は、生コン価格を6月より1㎡当たり、3千円引き上げる方針。		
<b>青果</b> 2月の天候は不安定であり、積雪、寒波が厳しく原油高による物流経費の増加により、入荷状況は例年に比べ、厳しくなったがオミクロン株の更なる感染拡大の影響で、需要の低迷が続き、国産野菜果実ともに相場は落ち着いている。	<b>柔道整復師</b> 引き続き、新型コロナ感染症の対策である「まん延防止法」による影響が酷く、来院控えが如実となっている。他の一部業種に対する協力金の支給が必要なのは承知しているが、我々の業界の存続には、復活支援金などの他に、さらなる支援金がなければかなり苦しい状況を打破できる力を温存することさえ難しい状況にある。			
業	<b>化粧品</b> オミクロン株のピークはやっと過ぎ、3回目のワクチン接種も高齢者はある程度接種済みとなり市中の人出も少し増えるようになった。	管工事業	民間需要は建設業に係る投資の緩やかな回復により、これまでの悪化から景況は少し回復してきている。一方、公共工事は債務負担行為による発注の公告が始まった。業界として見守っていきたい。	
	<b>電化製品</b> 全体的にはAV関連商品の動きは良くないが、エアコンは比較的好調。暖房器具関連も寒さの影響で、ファンヒーター、ストーブ等がシーズン終了であるが、動きが良かった。		<b>電気工事</b> 半導体不足の影響による材料不足。各メーカー値上がり前の出荷調整？による資材不足で、深刻な状況。	
	<b>燃料</b> 1月に入り、指標原油の一つであるWTI先物価格が7年3ヶ月ぶりに85ドル/バレル超となり、中東の地政学リスクに新たにウクライナを巡るアメリカとロシアの対立が新たな火種として加わり、今後の原油価格の影響が大きくなるものと思われる。		<b>空調設備工事</b> 今は工事量が少なく、そのため安値で受注する会社が出てきている。価格が下がり、資材、原油等の値上げで利益に影響が出ている。今後先が不安になる。	
	<b>鮮魚</b> 市が発売した「プレミアム応援券」が組合員店で予想を上回る利用があった。次回に期待する。水産物はロシア産の製品や原料が多い。		<b>畳工事</b> 2月中旬より、3月の予約が入り始めている。3月6日にまん延防止等重点措置が解除になるか。暖かくなって、仕事増に期待。畳材料もかなり高騰感があり。	
	<b>共同店舗</b> コロナ禍により、空き店舗が増加(1件増加)。		<b>建具</b> 資材・物流コストの高騰等により、厳しい状況が続いている。	
業	<b>タイヤ販売</b> 2月も大雪の予報からスタッドレスタイヤの売上に繋がった。2月は業界の景況としては暇になることが多いが、今年はスタッドレスタイヤが欠品になるほど売上が出た。	運	<b>道路貨物</b> 売上は回復傾向にあるが、燃料の高騰が経営を圧迫しており、危機感が増している。	
	<b>商店街（横須賀市）</b> 2月期はまん延防止等重点措置が延長され、更に天候不順低温により、来街者は低調で前年並みの状況。		<b>道路貨物</b> 原油価格の高止まりにより、厳しい経営が続いている。	
	<b>商店街（横浜市）</b> 蔓延防止等重点措置の影響は大きく、特に飲食店は何とか生き延びている状況。このままだと閉店・潰れるお店も多くなるだろう。1日も早くコロナウイルスの終息をお願いしている。		<b>道路貨物</b> 2月に入って長距離に加えて地場輸送も減っており、一昨年に比べて宅配便の需要は伸びているが、貸切便の需要は2~3割減の状態が続いている。燃料価格については昨年同時期に比べて30円ほど増えており、国交省が標準的運賃設定時に想定した100円/ℓを遥かに超えている。	
商店街		非製造業の	<b>歯科技工</b> 金価格が高騰し、歯科用貴金属も高価な材料となり、売上の50%を超えている。売上原価、ライフライン、ガソリン代等経費が前年度より多く収益状況は悪化している。	
			<b>不動産</b> コロナで在宅時間が増えたためか、行楽や外食への投資の減少からか、恐らく地域は限定されているかもしれないが、在庫物件の売れ行きが一時好調だった模様。	

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

# 組合 Q & A 第55回



社会保険労務士法人このは  
社会保険労務士  
益子英之先生

**Q.** 令和4年4月から、「育児・介護休業法」が段階的に改正されると聞きました。内容について教えてください。

**A.** 育児・介護休業法は本年4月1日と10月1日の2段階で改正施行されます。今回の改正は、対応すべき実務も多岐にわたりますので、しっかり確認しておきたい内容です。紙面の関係上、ポイントを絞ってご説明したいと思います。

## [1] 令和4年4月1日施行

### 1) 「制度の個別周知」・「休業等取得の意向確認」の実施(個別の働きかけ)

令和4年4月1日以降に、本人または配偶者の妊娠・出産等について申し出があった労働者に対して、事業主には、個別に育児休業等の制度を説明すること(個別周知)と、育児休業等の取得意向を確認すること(意向確認)が義務付けられます。

これは本人から申し出があった場合に行うことが義務であり、子が産まれるすべての労働者に実施が求められているものではありません。「育児休業をするつもりがない」と労働者が言ってきた場合であっても、妊娠・出産等についての申し出自体はあったわけなので、個別の制度説明と意向確認の実施は必要です。なお、この申し出にかかる不利益な取り扱いには禁止されています。

実施方法は、面談(オンライン可)や書面交付等の方法が原則で、本人が希望した場合に限って FAX や電子メール等の送信の方法によることができます(記録を出力できるなどして書面を作成できるものに限り)。

そして、こうした措置をスムーズに行うために、「説明は誰が行うのか」、「どういった文書や資料を使って説明をするのか」等をあらかじめ社内で準備しておくことも大切です。

なお、「個別周知」の内容は、以下の4点を必ず含んでおくことが必要です。

- ①育児休業に関する制度
- ②育児休業の申し出先
- ③雇用保険の育児休業給付に関する事
- ④労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

### 2) 育児休業を取得しやすい職場環境の整備

令和4年4月1日以降は、以下の措置のいずれかを講じることが義務化されます。

- ①育児休業にかかる研修の実施
- ②育児休業に関する相談体制の整備(相談窓口の設置等)

- ③雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集および当該事例の提供
- ④雇用する労働者に対する育児休業に関する制度および育児休業の取得の促進に関する方針の周知

上記の「いずれか」を実施することが事業主の義務とされていますが、可能な限り複数の措置を行うことが望ましいとされています。上記①の研修実施については、すべての労働者に対して実施することが望ましいですが、少なくとも管理職には研修を実施すべきとされています。

### 3) 有期雇用労働者の取得要件が緩和

パート労働者等の有期雇用労働者が育児・介護休業を取得する場合、「雇入れされた期間が1年以上であること」とする要件が廃止されます(つまり、勤続1年未満の方でも、原則として育児休業を取得できるようになります)。

なお、労使協定を締結することで勤続1年未満の労働者を引き続き対象外とすることは可能ですが、この場合にはあらかじめ労使協定の締結が必要となります(但し、労基署への届け出は不要)。

## [2] 令和4年10月1日施行

### 1) 出生時育児休業制度の創設

令和4年10月から、産後パパ育休とも呼ばれる「出生時育児休業制度」がスタートし、従来のパパ休暇は廃止されます。

この制度は、男性の労働者が、通常の育児休業とは別枠で、「子の出生後8週以内に4週まで取得できる」ものになります。

原則として休業期間中の就労は認められませんが、労使協定を締結すれば、労使が合意した範囲内(一定の上限あり)で就労することも可能になるので、仕事と育児の両立がしやすい制度といえます。最近ではテレワークを行う環境が整ってきましたので、是非積極的に利用していきましょう。

### 2) 育児休業の分割取得が可能に

子が1歳までの育児休業の申出回数は原則として1子につき1回限りとされていますが、改正後は2回に分割して取得することが可能となります。

これらの改正に伴って、就業規則等の改定が必要になるので現行の規程等を確認しておきましょう。また、常時雇用する労働者が10人以上の事業場は、所轄の労働基準監督署に届け出も必要になりますので忘れずに行うようにしてください。

## 組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

### ■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和4年  
5月11日(水)

「zoom」による  
オンライン相談  
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

# 逸品の今月の

『かながわの名産100選』より



## #55 岩井の胡麻油

創業安政4年。創業以来160余年。伝統製法で手間と時間をかけ、じっくりと丁寧に胡麻油を造っている。“昔ながらの製法、変わらぬ味”岩井の胡麻油は横浜中華街の名店、天ぷら屋の名店で長く愛されている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県HP (<http://www.pref.kanaga.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら  
 神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課  
 TEL: 045-285-0739(直通)

## 編集後記

昨年度も県内の様々な組合と傘下組合員を取材させていただき、商工神奈川でご紹介することができました。さらにその情報を広く世間に伝えられるよう、他のメディア媒体と連携する等、新しい試みにも着手いたしました。今年度もより一層情報発信に力を入れて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

情報調査部担当者

## 情報募集

『商工神奈川』に組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】  
 情報調査部 TEL:045-633-5134  
 もしくは組合担当者まで

## 協会けんぽ神奈川支部からのお知らせ

協会けんぽ神奈川支部の加入者・事業主のみなさまへ

### 令和4年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率および介護保険料率についてお知らせいたします。

協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率は、令和4年3月分(4月納付分)より現行の9.99%から9.85%へ引き下げとなります(全国平均保険料率は10.00%)。

また、40歳から64歳までの被保険者の方にかかる介護保険料率は、令和4年3月分(4月納付分)より現行の1.80%から1.64%へ、全国一律で引き下げとなります。

現行	健康保険料率	令和4年3月分(4月納付分)から
<b>9.99%</b>	<b>引き下げ</b>	<b>9.85%</b>
現行	介護保険料率	令和4年3月分(4月納付分)から
<b>1.80%</b>	<b>引き下げ</b>	<b>1.64%</b>

●40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
 ●賞与については、3月1日支給分から変更後の保険料率が適用されます。

加入者のみなさまが今後も安心して医療を受けられるよう、保険料のご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

協会けんぽ神奈川支部 TEL:045-270-8462(直通) 〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ  検索

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー  
大樹生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱 (口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

### オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」[特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)]「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

### 大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
R-2021-1001 (2021.4)



神奈川県中小企業団体中央会  
ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

## 従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！  
作業中に高所から落ち、  
従業員が亡くなりました！！



社長！！  
従業員が過労自殺して  
使用者責任を問われてます！！

社長！！  
セクハラにより会社が訴えられ  
ています！！

社長！！  
不当解雇が原因で損害賠償請求  
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-641-2158）までFAXしてください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社  
住所：横浜市西区高島1丁目2-5(横濱ゲートタワー21階)  
TEL：045-274-8916  
FAX：045-641-2158

